

地域密着型地方自治制度研究会議（第2回）アンケート調査結果（委員会制度）

2006.10.27
研究会議事務局

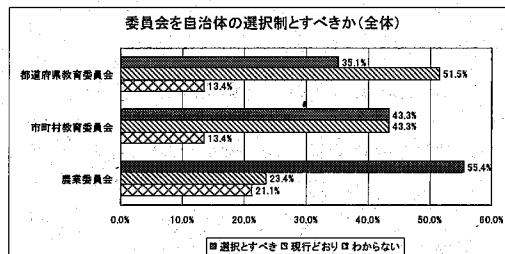
《回答状況のまとめ》

- 実施期間 平成18年10月3日～16日（14日間）
- 実施手法 インターネットを活用して実施
- 対象 市町村職員及び県職員
- 回答総数 610
 - うち教育委員会 55 (9.0 %)
 - △ 県職員 443 (72.6 %)
 - うち教育委員会 41 (6.7 %)
 - ・県本庁職員 177 (29.0 %)
 - ・県出先機関職員 326 (53.4 %)
 - △ 市町村職員 167 (27.4 %)
 - うち教育委員会 14 (2.3 %)

1 総論

（1）全体の傾向

- 「都道府県教育委員会」
「現行どおり（独任機関として必置）」とする意見が「選択とすべき」とする意見を16.4ポイント上回っている。
- 「市町村教育委員会」
「現行どおり」とする意見と「選択とすべき」とする意見が完全に拮抗している。
- 「市町村農業委員会」
「選択とすべき」とする意見が、「現行どおり」とする意見を32ポイント上回っている。



（2）県職員と市町村職員との比較

○ 「都道府県教育委員会」

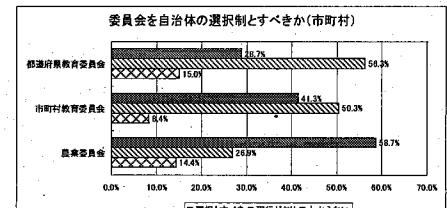
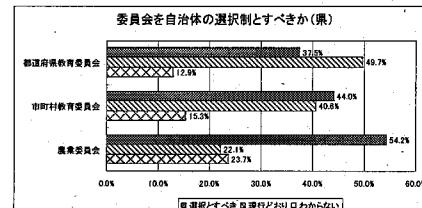
「現行どおり」とする意見について、県職員よりも市町村職員のほうが7ポイントほど高い。

○ 「市町村教育委員会」

県職員は「選択とすべき」とする意見が「現行どおり」とする意見を4ポイント上回っているのに対し、市町村職員は、「選択とすべき」とする意見が「現行どおり」とする意見を9ポイント下回っている。

○ 「市町村農業委員会」

「現行どおり」とする市町村職員が県職員よりも4ポイントほど多いが、どちらとも6割弱の職員が「選択とすべき」としている。



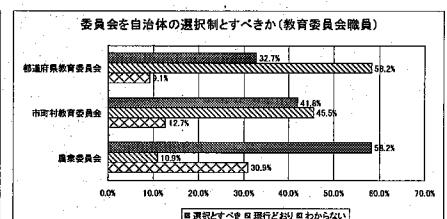
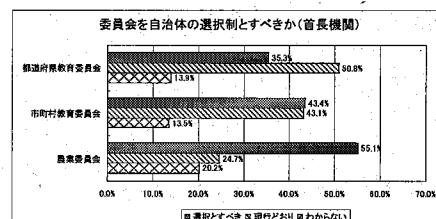
（3）首長機関職員と教育委員会職員の比較（教育委員会）

○ 「都道府県教育委員会」

傾向としては同様ではあるが、教育委員会職員は「現行どおり」とする意見が、「選択とすべき」とする意見の2倍近い。

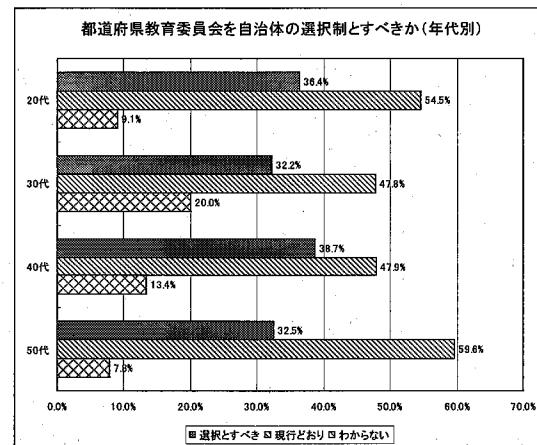
○ 「市町村教育委員会」

首長機関職員は「選択とすべき」が若干多く、教育委員会職員は「選択とすべき」が若干少ない。



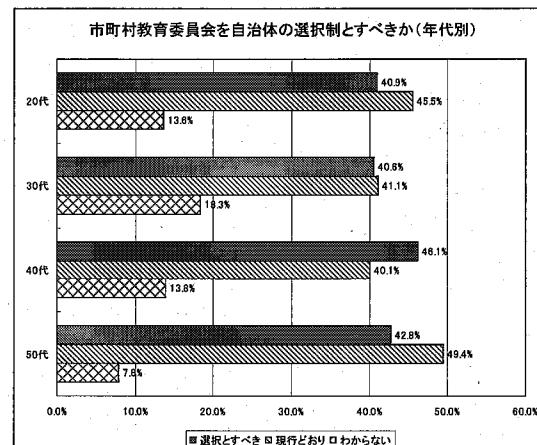
(4) 年代別（都道府県教育委員会）

40代において「選択とすべき」と「現行どおり」の差が比較的小さいのに対し、
50代では「現行どおり」が「選択とすべき」の2倍近い。



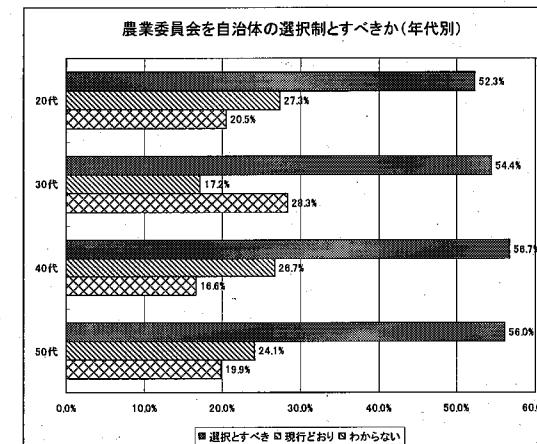
(5) 年代別（市町村教育委員会）

40代において「選択とすべき」が「現行どおり」を上回っている。



(6) 農業委員会

全ての年齢層で半数以上が選択制とすべきとしている。

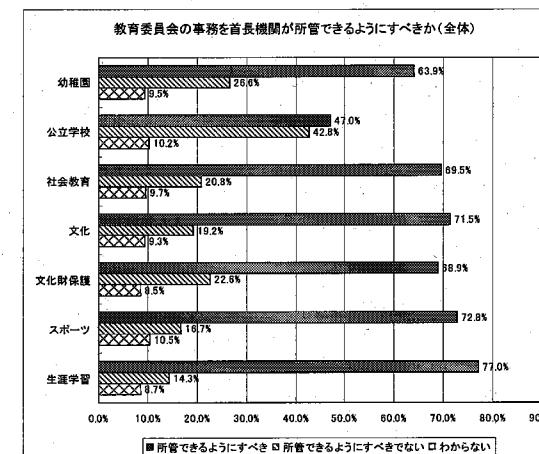


2 教育委員会の事務を首長機関が所管できるようにすべきか否か

(1) 全体

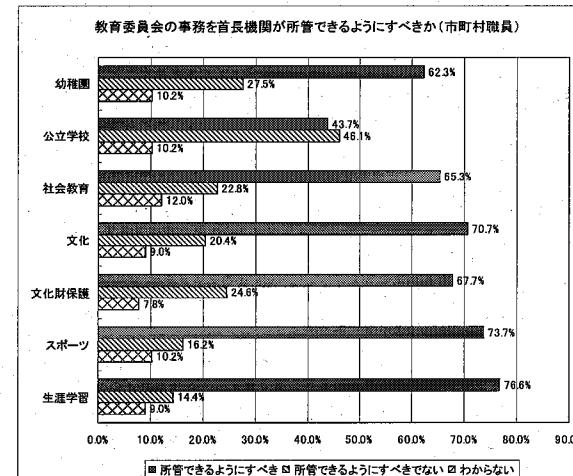
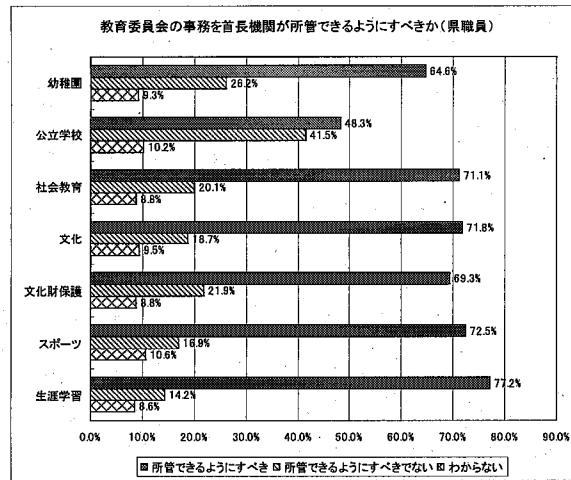
公立学校（小、中、高校）の事務を除いては、首長機関が所管できるようにすべきとの意見が圧倒的に多い。一方、公立学校の事務の傾向は、教育委員会を選択制とすべきか否かの結果とほぼ一致している。

すなわち、教育委員会を引き続き独任制機関とする最大の理由は、教育委員会が公立学校の事務を行っているという一点によると考えている職員が多いこととなる。



(2) 県職員と市町村職員の比較

県と市町村の職員間に大きな意見の開きがなく、公立学校以外の事務は、首長機関が所管できるようにすべきという意見傾向を示している。



地域密着型地方自治制度研究会議（第2回）アンケート調査結果（過剰関与）

2006.10.27
研究会議事務局

《回答状況のまとめ》	
○ 実施期間	平成18年10月3日～16日（14日間）
○ 実施手法	インターネットを活用して実施
○ 対象	市町村職員及び県職員
○ 回答総数	526
◇ 県職員	379 (72.1%)
・ 県本庁職員	154 (29.3%)
・ 県出先機関職員	225 (42.8%)
◇ 市町村職員	147 (27.9%)

1 國の過剰関与について

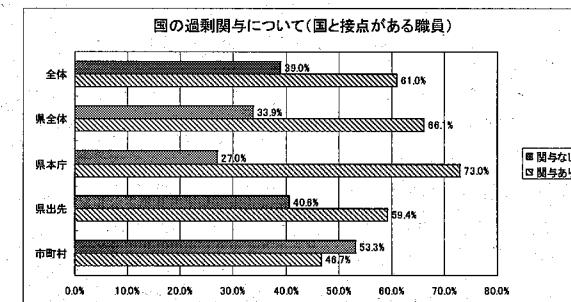
(1) 全体の傾向

国との接点があるとした職員346名中、國から何らかの過剰関与を受けていると感じている職員は61.0%にあたる211名であった。

県職員と市町村職員の比較では、県職員の66.1%が「関与有り」としているのに対し、市町村職員は55.3%が「関与なし」として、傾向の逆転が見られる。

なお、県職員も本庁機関と出先機関では、本庁機関の職員のほうが、「関与あり」としている割合が13.6ポイント高くなっている。

	全体	県全体	県本庁	県出先	市町村
国と接点あり	346	254	126	128	92
・ 関与なし	135	86	34	52	49
・ 関与あり	211	168	92	76	43
国と接点なし	180	125	28	97	55
(合計)	526	379	154	225	147

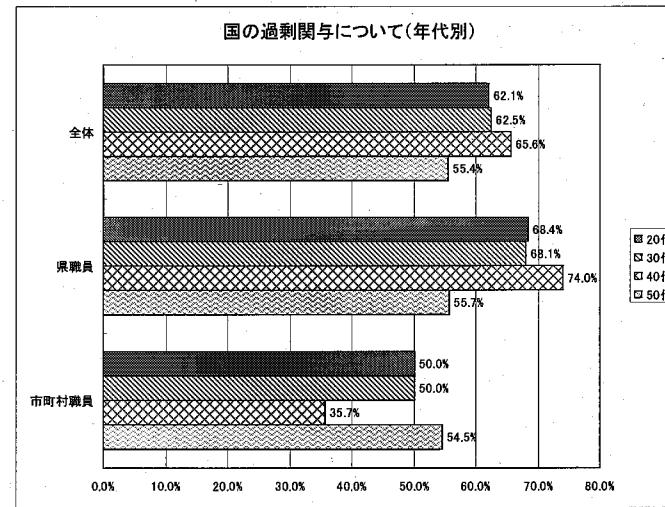


(2) 年代別

国との接点がある職員のうち、「関与有り」とした職員の年代別分析では、20代～40代にかけてはおおむね6割強となっているのに対し、50代では55%程度にとどまっている。

県職員と市町村職員の比較では、県職員の40代の74%が「関与あり」としているのに対し、市町村職員の40代は35.7%と大きな開きがある。

	20代	30代	40代	50代
国と接点あり	29(100.0%)	104(100.0%)	128(100.0%)	83(100.0%)
関与なし	11(37.9%)	39(37.5%)	44(34.4%)	37(44.6%)
関与あり	18(62.1%)	65(62.5%)	84(65.6%)	46(55.4%)
国と接点なし	14	51	63	52
(合計)	43	155	191	135

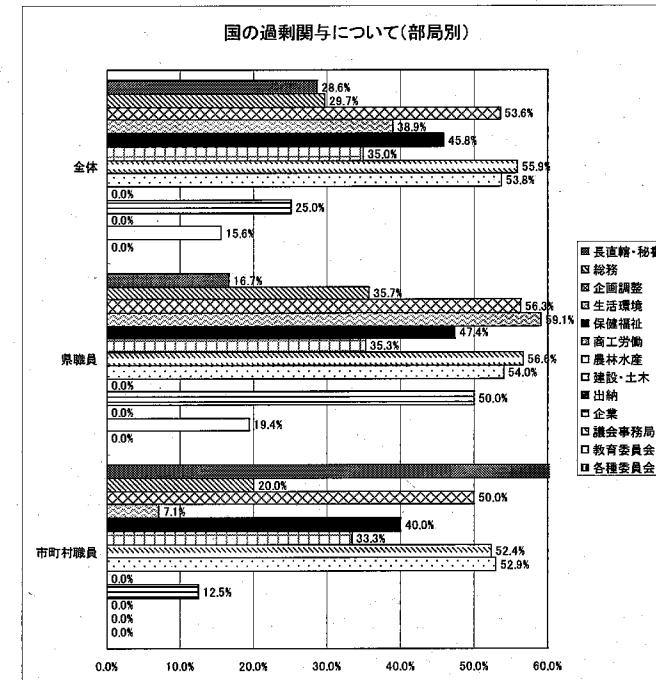


(3) 部局別

部局別職員では、農林関係(55.9%)、建設・土木関係(53.8%)、企画関係(53.6%)の順で「過剰関与あり」とする割合が高くなっている。

県職員と市町村職員の比較では、生活環境関係の県職員の59.1%が「関与あり」としているのに対し、市町村職員は7.1%と非常に開きがある。同様に教育委員会については県職員の19.4%が「関与あり」としているのに対し、市町村職員は0であった。

なお、企画関係、農林関係、建設・土木関係の傾向は、県・市町村を通じて同様であった。

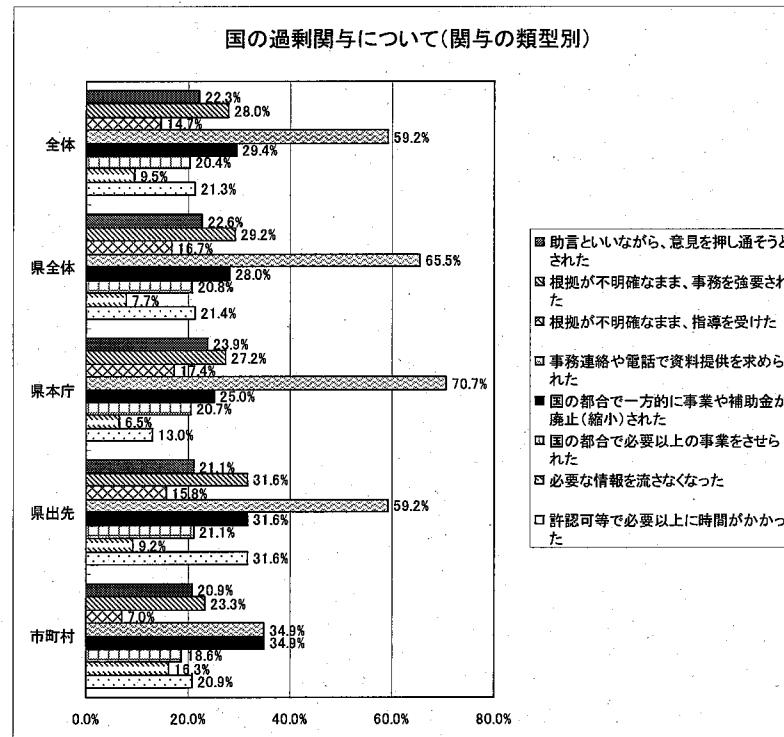


(4) 関与の類型別

関与有りとした職員について、関与の類型別に分析したところ、「事務連絡や電話で資料提供が求められる」を選択した職員が約6割となった。

なお、他の類型についてはほぼ同じ割合（3割弱）であった。

県職員と市町村職員の比較では、県職員の65.5%、特に本庁職員にいたっては70.7%の職員が「事務連絡等による資料要求」に問題意識を持っている。



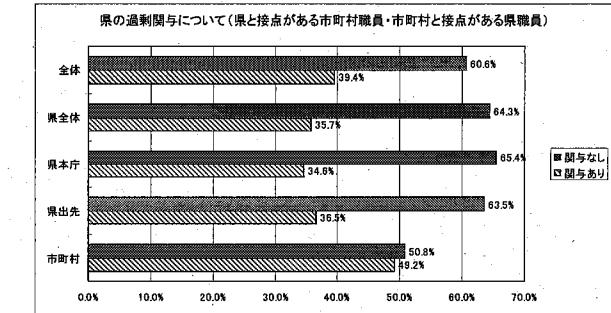
2 県の過剰関与について

(1) 全体の傾向

県との接点がある市町村職員及び市町村と接点がある県職員462名中、県の過剰関与があるとした職員は39.4%にあたる182名であった。

県職員と市町村職員の比較では、県職員の35.7%が「関与有り」としているのに対し、市町村職員は49.2%が「関与あり」としている。

	全体	県全体	県本庁	県出先	市町村
県と接点あり	462	336	136	200	126
関与なし	280	216	89	127	64
関与あり	182	120	47	73	62
県と接点なし	64	43	18	25	21
(合計)	526	379	154	225	147



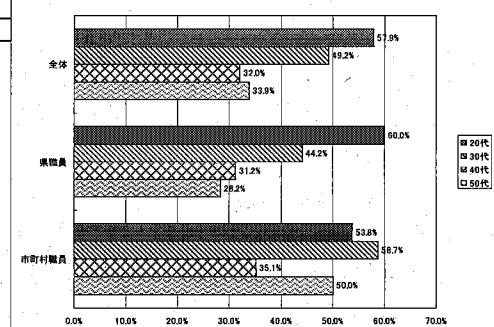
(2) 年代別

接点がある職員のうち、「関与有り」とした職員の年代別分析では、若年層ほど「関与がある」とする傾向が見られる。

県職員と市町村職員の比較では、県職員は20代の6割から30代では5割未満に減少しているが、市町村職員では20代では53.8%であるのに対し、30代では増加し58.7%となっている。

	20代	30代	40代	50代
県と接点あり	38(100.0%)	132(100.0%)	176(100.0%)	115(100.0%)
関与なし	16(42.1%)	67(50.8%)	113(63.0%)	76(66.1%)
関与あり	22(57.9%)	66(49.2%)	56(32.0%)	39(33.9%)
県と接点なし	5	23	16	
(合計)	43	155	191	

県の過剰関与について(年代別)

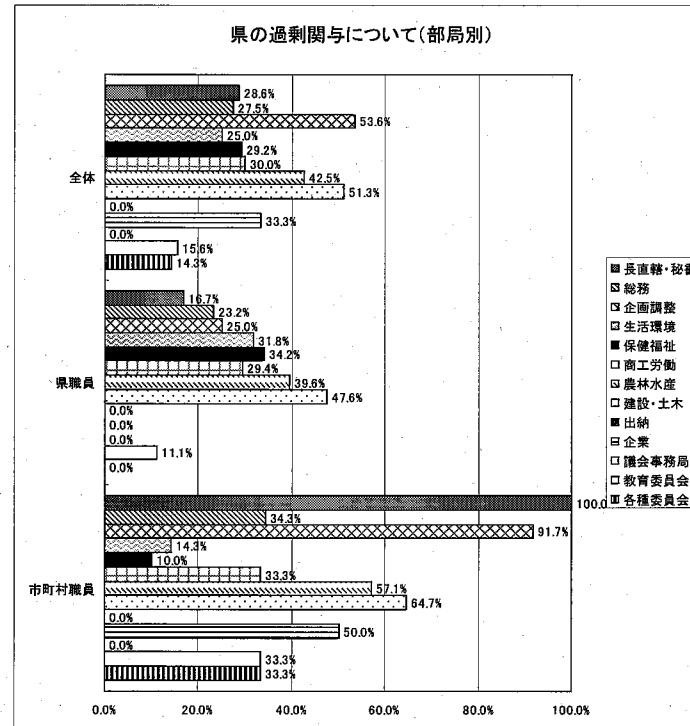


(3) 部局別

部局別職員では、企画関係（53.6%）、建設・土木関係（51.3%）、農林関係（42.5%）の順で「過剰関与あり」とする割合が高くなっている。

県職員と市町村職員の比較では、企画関係の市町村職員の91.7%が「関与有り」と突出しているほか、建設・土木関係の市町村職員の64.7%が、農林関係の市町村職員の57.1%が「関与有り」としていることが特徴的である。市町村の総務関係職員の34.3%が関与ありとしていることも特徴がある。

なお、その他の部局については、母数が少數であったため、有効であるとはいえない。



(4) 関与の類型別

関与有りとした職員について、関与の類型別に分析したところ、国と結果同様「事務連絡や電話で資料提供が求められる」を選択した職員が約6割となった。

県職員と市町村職員の比較では、特に「根拠なく事務を強要された」の部分で、県職員は17.8%が「関与有り」としているのに対し、市町村職員は約倍の38.7%となっている。これは、県職員と市町村職員の関与する側と受けける側の意識の差があるのでないかと推察される。

